

種別	番号	題 名	主 管 課
公告	434	制限付一般競争入札について	水産漁港課
公告	435	道路の位置の指定について	建築指導課

姫路市公告第 434号

令和 7年 8月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

坊勢漁港機能診断及び機能保全計画更新業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 案件名

坊勢漁港機能診断及び機能保全計画更新業務委託

(2) 履行場所

姫路市家島町坊勢地内外

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで

(4) 業務内容

坊勢漁港における漁港施設の機能診断及び機能保全計画の更新

(5) 最低制限価格

有

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 3 条に定める排除対象業者に該当していない者であること。

(3) 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号）第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 法人格を有する者

イ 業者登録名簿の業種「土木コンサルタント」の詳細業種「港湾及び空港」かつ業種「各種調査計測」の詳細業種「土木コンサル関係」において登録がある者

ウ 姫路市税（納税義務がある場合に限る。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者

エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

（ア） 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

（イ） 指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）

カ 入札に参加しようとする者の間に次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する関係がない者

（ア） 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。

）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以

下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年(2025年)8月19日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-0-0-0-0.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる全ての書類を持参又は郵送により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格(以下「入

札参加資格」という。)の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)

イ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書(公告日以後に取得したものの原本)

ウ 第2項第3号カに規定する関連企業申告書(様式第2号)

(2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が確認できるものに限る。)
受付期間	公告の日から令和7年(2025年)8月19日まで(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。) の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時(最終日にあつては、午後4時)まで(郵送の場合にあつては、同日午後4時必着とする。)
申込書の提出先	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市農林水産環境局農林水産部水産漁港課(市役所本館7階)

(3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果を速やかに確認通知書により通知する。確認通知書は遅くとも令和7年(2025年)8月22日までに参加申込書に記載されたアドレスへ電子メールで送信することで通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年(2025年)8月28日午後5時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を、書面又は電子メール(送信先: gyokou_boze@city.himeji.hyogo.jp)にて、農林水産環境局農林水産部水産漁港課に提出すること。期日までに当該請求があった場合

は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

(6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(7) 提出された書類は、返却しない。

5 質問

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、質問書（様式第3号）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は「質問_坊勢漁港機能診断及び機能保全計画更新業務委託」とすること。

なお、入札参加資格がない者からの質問及び質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときには、回答しない。

質問受付期間	公告の日から令和7年（2025年）8月25日正午まで
送信先	gyokou_boze@city.himeji.hyogo.jp
質問回答を示す場所	令和7年（2025年）8月28日を目途に姫路市ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-0-0-0-0-0.html)

6 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和7年（2025年）9月2日まで
業務概要を示す場所	姫路市ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-0-0-0-0-0.html)

7 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和7年（2025年）9月2日午後2時
-----------	---------------------

入札及び開札の場所	〒 6 7 0 - 8 5 0 1 姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所東館 1 階 入札室
-----------	---

8 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金を納付すること。ただし、姫路市契約規則（昭和 6 2 年姫路市規則第 2 9 号）第 2 9 条第 1 項ただし書に該当する場合、契約保証金の納付を免除することがある。

9 スケジュール

期日等	内容
令和 7 年 8 月 5 日（火）	入札の公告 実施要領等の提示 一般競争入札参加申込受付開始
令和 7 年 8 月 1 9 日（火）午後 4 時	入札参加申込受付締切
令和 7 年 8 月 2 5 日（月）正午	質問受付締切
令和 7 年 8 月 2 8 日（木）	質問回答
令和 7 年 9 月 2 日（火）	入札及び開札
令和 7 年 9 月 1 1 日（木）	契約締結（予定）

1 0 現地確認について

- (1) 入札書作成に当たっては、必要に応じて事前に現地確認を行うこと。
- (2) 現地確認に際して質問がある場合は、必ず第 5 項の質問により行うものとする。

1 1 入札に関する事項

- (1) 入札方法等

ア 入札書は、指定する様式を使用すること。

イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は、委任状を入札書と同封すること。

ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印すること。

エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。

オ 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。

イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。

ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。

エ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。

オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札

(2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札

(4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者

の入札

- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回の入札金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号アからウまでに規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (12) 第2項第3号カに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は、無効としない。

1 3 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

1 4 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。

- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者は参加できない。

1 5 その他

- (1) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (2) 予定価格は、非公表とする。
- (3) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (4) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (6) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

1 6 入札手続等担当部署

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市農林水産環境局農林水産部水産漁港課

電話：079-221-2517

FAX：079-221-2473

メールアドレス（課代表）：gyokou_boze@city.himeji.hyogo.jp

姫路市公告第 435号
令和 7年 8月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指 定 道 路 の 位 置	幅員	延長
法第42条第1項第5号	7-4	令和7年 (2025年) 8月4日	姫路市広畑区西蒲田字上西垣内 270番4の一部	m 4.51	m 15.72